

— 令和2年度津市事業継続支援金 申請要領 —

～～新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中小企業者の事業継続を応援します～～

公募期間

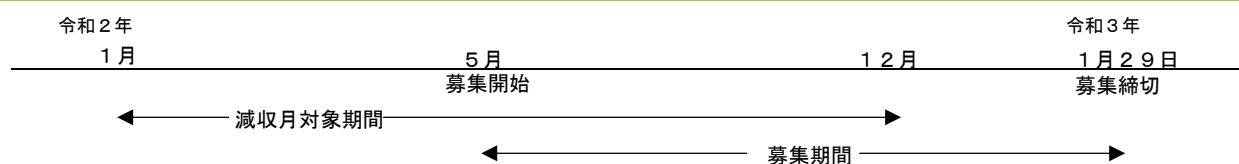
令和3年1月29日（金）まで（消印有効）

※ 原則、郵送受付のみとなります。

支援金交付概要

支援金名称	津市事業継続支援金
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中堅・中小法人（資本金10億円未満）、個人事業者で、以下の条件に該当する者。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合は、津市内に本社、本店などの主たる事業所があること （登記事項証明書の本店又は主たる事務所欄に市内の所在地が記載されていること） ・ 個人事業者の場合は、津市内で事業を行い、市内在住者であること ■ 業種は限定していません。 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者や、宗教上の組織若しくは団体、政治団体、暴力団、暴力団員及び関係事業者などは対象外となります。
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症の影響により以下の要件に該当する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思があること ・ 2020年1月以降、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）があること <li style="color: red;">※なお、50%以上売上が減少している場合は、国の「持続化給付金」の対象です。 ■ 国の持続化給付金の交付を受けていない者 新規創業の特例 <ul style="list-style-type: none"> ■ 2019年に新規創業をされた方は、創業の月から2019年12月までの月平均の売上を、2020年1月から12月までのいずれかひと月と比較できます。
交付額	<p>法人・個人ともに1事業者あたり10万円以内（1円単位まで交付します。）</p> <p style="color: red;">計算式：（2019年の年間事業収入－2020年の対象月×12）≤10万円</p>

対象となる期間



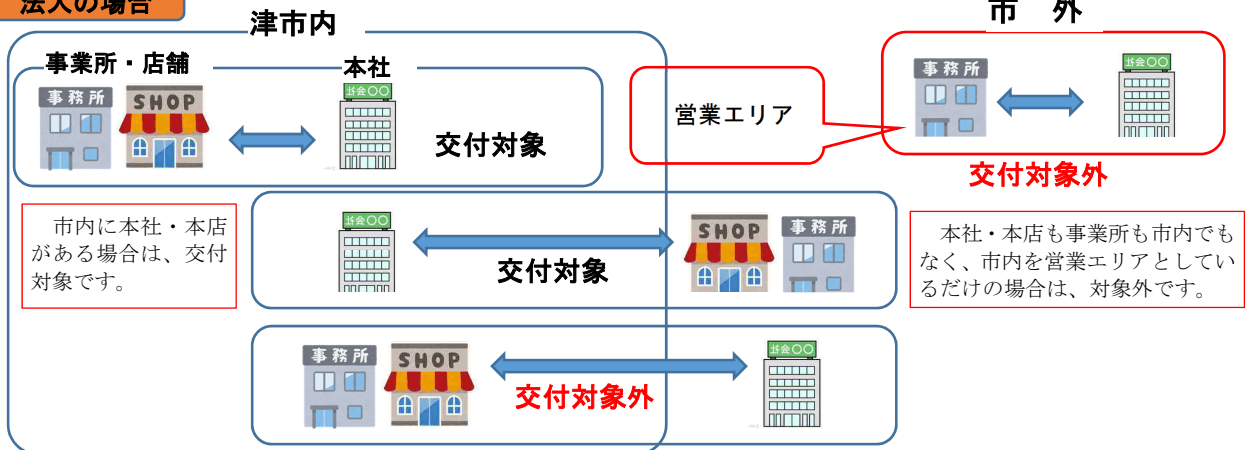
— 令和2年度津市事業継続支援金 申請要領 —

申請に必要な書類

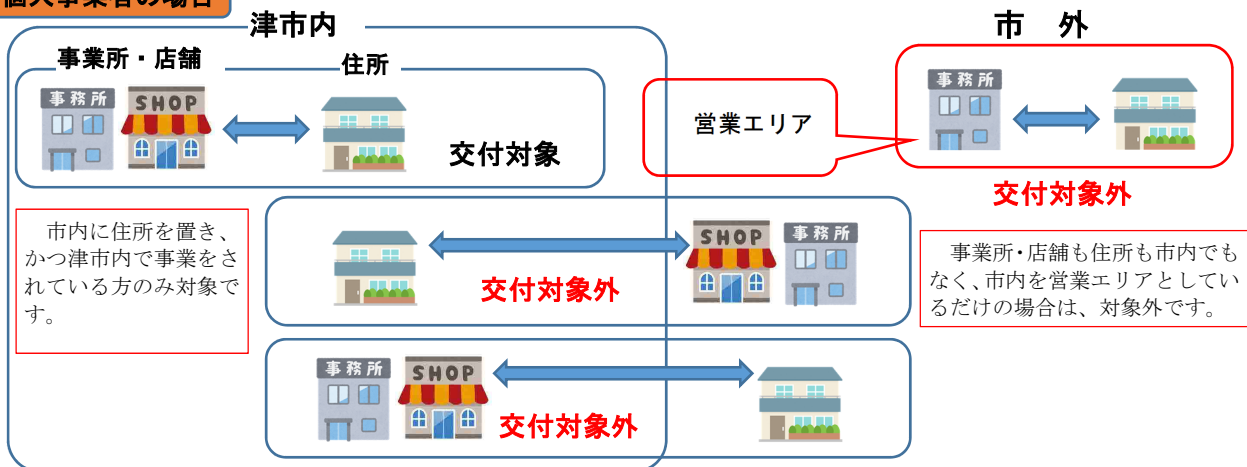
- ①津市事業継続支援金交付申請書（様式第1号）
- ②前年の売上の状況を示した書類の写し（確定申告別表一、法人事業概況説明書、所得税青色決算書等）
- ③令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの売上を示した書類の写し（売上台帳等）
- ④登記事項証明書の写し（中小法人等が申請する場合に限る。）
- ⑤本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）（個人事業者が申請する場合に限る。）
- ⑥申請者名義の通帳の写し（支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの）
- ⑦事業継続支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- ⑧事業継続支援金請求書（第3号様式）

支給対象者について

法人の場合



個人事業者の場合



売上減少要件の確認方法

売上減少の比較時期

【2019年】

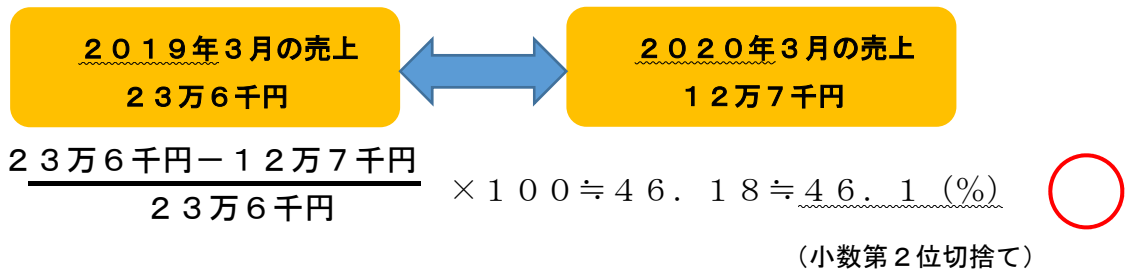
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

各年同月の売上を比較し、ひと月でも減少率が30%以上50%未満の月があること

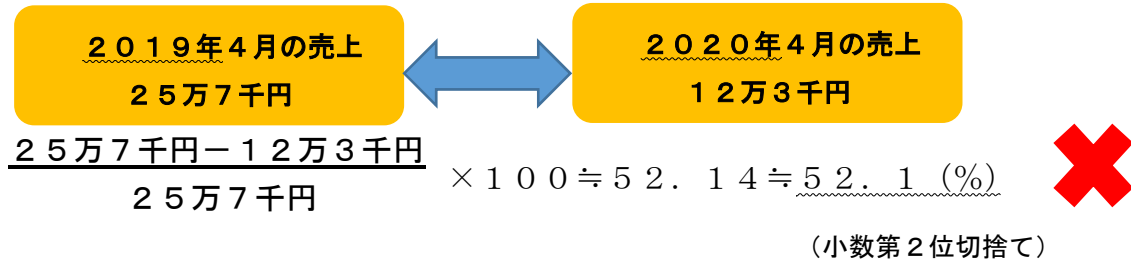
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

【2020年】

減少率の計算例1



減少率の計算例2



ただし、この場合は、国の「持続化給付金」の対象となります。

新規創業の特例

■ 2019年10月創業した方の場合

【2019年】

10月	11月	12月
-----	-----	-----

創業月から2019年12月までの月平均の売上と比較することができます

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

【2020年】

申請に関する注意事項

- 1 必要がある場合には、国（経済産業省）へ持続化給付金の申請内容、受給状況を照会、確認することがあります。
- 2 支給要件の確認のため、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査を実施する場合があります。
- 3 本市の施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 4 支援金の交付は同一の申請者に対して一度に限ります。

お問い合わせ及び申請書提出先

■ 津市 商工観光部 経営支援課

〒510-0131 津市あかつ台 4 丁目 6 番地 1 あかつピア 1 階

電話：059-236-3355

ホームページ：

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1589934658548/index.html>

■ 津市 商工観光部 商業振興労政課

電話：059-229-3114

